

静岡県告示第617号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年9月4日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月4日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
473号	島田市川根町家山字両現新地4156番の56から 島田市川根町家山字ウブキ1329番の35まで	令和2年9月4日